

答弁書第五十一号

内閣参甲第五四号

昭和二十四年四月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出肥料プール制改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出肥料プール制改正に關する質問に対する答弁書

一、食糧増産上必須である化学肥料の生産確保のため、各工場別價格制をとつたことは、戰災、轉換、主要原料價格のアンバランス操業度の不均一等の情況下では、止むを得ない措置であつた。

二、しかし、九原則、三原則が嚴格に勵行される現在及び、今後の經濟情勢は、当然一物一價主義を要求する。

三、従つて、前二者の相矛盾せる要請を調和させるため、四月十二日より次のような措置をとることとした。

1 硫安

製法、復旧度及び操業度等の生産諸條件を勘案し、三本建集團價格をとつた。

2 石灰窒素

原則的に一本建價格とし、轉換工場を金利、償却の点で例外とした。

3 過燐酸石灰については、從來とも單一價格制である。

四、以上の過度的措置は、機を見て一物一價の原則に戻らせる意向である。